

総務文教常任委員会

平成 29 年 3 月 27 日（月）

午前 10 時 15 分～

第 3 委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

市長公室

- （１）第 75 号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

＜説明～質疑＞

4 討論～採決

5 委員長報告確認

6 その他

- （１）議会だよりの掲載内容について
（２）次回の日程等について

総務文教常任委員長報告

(H29.3.27)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、**第 9 号議案、平成 29 年度亀岡市曾我部山林事業特別会計予算**は、山林管理に要する経費であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 13 号議案から第 42 号議案までの、平成 29 年度亀岡財産区ほか 29 財産区特別会計予算**について、その内容は、造林、育林等山林の管理経費、及び関係地域の自治振興のための助成経費等が主なものであります。30 財産区いずれも、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 43 号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部改正**は、児童福祉法等の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲に関し、養子縁組里親に委託されている子に係る規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 44 号議案、個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正**は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図るものであります。

マイナンバー制度の凍結・廃止を求める立場からの反対討論、国の法律改正に伴う所要の規定整備であり何ら問題ないとする賛成討論があり、採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第４５号議案、市税条例等の一部改正**は、消費税率引上げ時期の変更に伴う地方税法等の一部改正に伴い、法人市民税法人税割の税率改正の実施時期と軽自動車税における環境性能割の導入時期を、それぞれ平成３１年１０月１日に延期すること等の改正を行うものであります。消費税率引上げを前提とした条例改正であるとする反対討論と、第４４号議案と同様に、国の法律改正に伴う所要の条例改正であるとする賛成討論があり、採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第５１号議案、証紙条例の廃止**は、本年３月末をもって証紙を廃止することに伴う条例廃止であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第５２号議案、辺地総合整備計画の策定については**、東別院町における平成２９年度から３１年度までの計画策定であり、辺地対策事業の活用により地域の活性化を進めようとするものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第７５号議案、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正**は、市長の自宅に関わる件について、都市計画法の規定により不適正な状態であることが判明したことから、市長の平成２９年４月１日から平成２９年６月３０日ま

でに支給される給料について、10分の5を減額しようとするものであります。

討論では、今回の住宅に関わる件については、市長は農家用住宅しか建てられないことを承知の上で住宅を建築し、登記をされていることから悪質であること、また、現在、都市計画法違反で市長が告発されており、その結果がどうなるかわからないことから、継続審査とすべきであるとの反対討論、一方で、市長が自ら不適正ということで、責任を感じて反省し、減給により襟を正そうとされているとする賛成討論がありました。

採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単であります、本委員会の報告といたします。

移住定住の促進と
にぎわいの創出

一般会計補正予算

可決（全員賛成）

・地方創生拠点整備交付金事業

1億5609万4千円増額

国の補正予算に盛り込まれた地方創生拠点整備交付金を活用して、交流人口の増加や移住定住の促進を図るための増額補正。なお、事業費は平成29年度に繰り越して執行する。

○古民家利活用による移住定住促進施設整備事業

（事業費）

5550万円

（事業内容）

移住希望者のお試し住宅及び一般利用者向け宿泊施設の整備。

問 宿泊施設としての整備内容は。

答 ベッドルーム、キッチン、風呂などの整備

を行う。

問 整備対象となる延床面積は。

答 現在の建物の延床面積は、238㎡で、母屋は二階建てとなっている。

問 整備完了後の施設管理は。

答 市が管理を行い、運営は民間に委託する。観光客の宿泊や、移住希望者へのお試し住宅としての活用などについては、関係部署と連携を図り対応していきたい。

○（仮称）森のステーションかめおかファンタジーコテージおよび市交流会館整備事業

（事業費）
4086万5千円

（事業内容）

市交流会館で展開している「森のステーションかめおか」（※）においてコテージを新設するとともに、その

拠点である交流会館の改修工事を実施。

（※）森のステーションかめおか・・・本市特産品の天然砥石や薬草のチョロギを中心とした、展示・体験施設

○七谷川野外活動センター環境整備事業

（事業費）
5972万9千円

（事業内容）

七谷川野外活動センターにおける宿泊関連施設の整備など。

問 七谷川野外活動センターの具体的な整備内容は。

答 ツリーハウスの改修やシャワー・洗面台の増設、あずまやの新設など、宿泊できる施設として整備を行う。

問 宿泊に関わる法的な手続きは。

答 旅館業法上の手続きについては、今回の施設整備と合わせて行っていく。